平成２３年（フ）第４１号
香川県高松市多肥上町1922番地４
債務者　青山　和子（旧姓貞松）
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５３号
香川県高松市香川町大野1008―６、住民票上の住所香川県高松市円座町2326番地34
債務者　中西　三郎
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１５号
鹿児島県南さつま市加世田津貫8122番地２
債務者　上園　美和
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１７９２号
仙台市若林区大和町２丁目14番８号　第２大和町マンション103
債務者　丹野美紀子
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
仙台市宮城野区宮城野２丁目13番５―902号
債務者　田巻　晴美
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
仙台市太白区長町南３丁目38番８号　レジデンスリバーサイドＢ棟207
債務者　我妻　祐子（旧姓鎌田）
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
宮城県多賀城市宮内１丁目６番22号　コーポエンドーＢ
債務者　石山　光男
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
仙台市太白区南大野田10番地の５　レジデンス南大野田101
債務者　金子　國春
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
仙台市青葉区錦町１丁目３番９―701号
債務者　相原　照子
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
仙台市青葉区北根黒松８番５号　安藤コーポＡ棟３
債務者　佐藤みや子
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
茨城県那珂市菅谷6104、住民票上の住所茨城県那珂市鴻巣615番地２
債務者　池田智恵子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１９０号
茨城県水戸市けやき台２丁目66番地の５　小池公二方
債務者　倉田　久子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２１０号
茨城県日立市桜川町２丁目21番６―303号
債務者　俵　　弘臣
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２６号
茨城県高萩市大字上手綱1099番地の33　Ｋハイツ１―202
債務者　岡野めぐみ
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３５号
茨城県日立市東町２丁目27番４号
債務者　松川　孝司
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３４３号
茨城県つくば市桜が丘９番地12
債務者　八木　幸子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７８号
茨城県石岡市下林996番地
債務者　飯塚みよ子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係